

マリンレジャー安全レポート

第七管区海上保安本部
マリンレジャー安全推進室
093-321-2931(担当;上野)

第 106 号 平成 26 年 7 月

本格的マリンレジャーシーズン到来

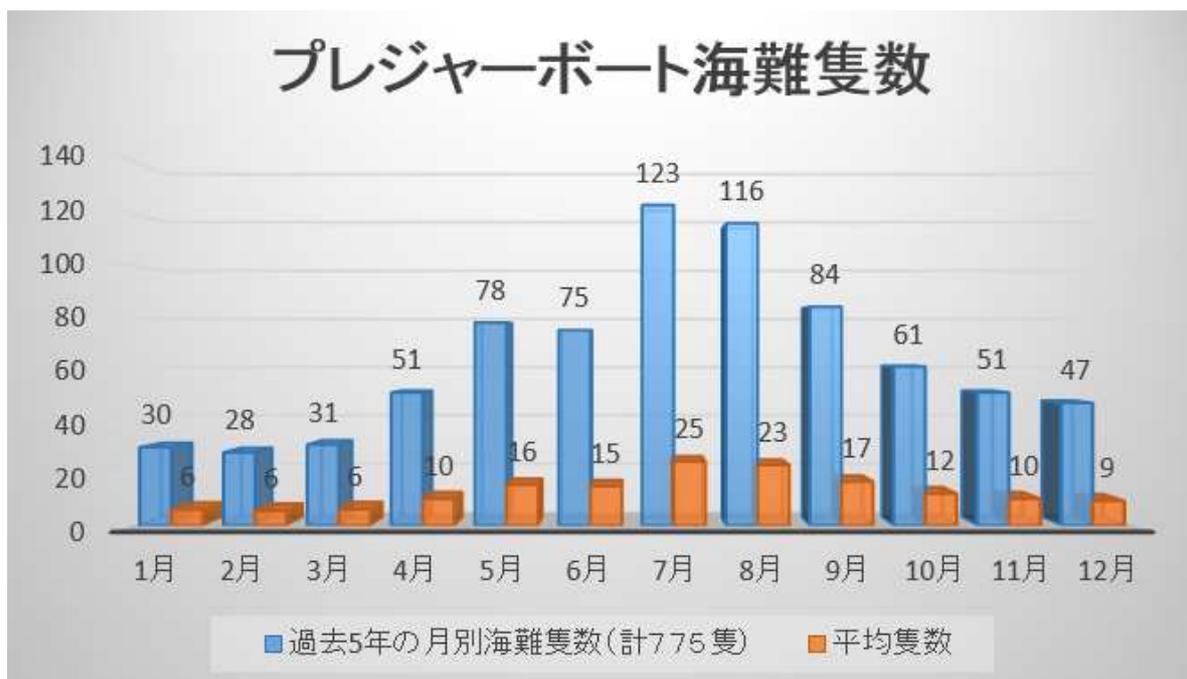
長かった梅雨が明け夏休みも始まり、本格的なマリンレジャーシーズンが到来しました。夏の楽しい思い出が悲しい思い出にならないように安全にマリンレジャーを楽しんで下さい。現在、第七管区海上保安本部では次の2つの運動を展開しています。

- ・ 全国海難防止強調運動 ~海難ゼロへの願い~ (7月16日~7月31日)
- ・ マリンレジャーを対象とした夏季安全推進活動(7月1日~8月31日)

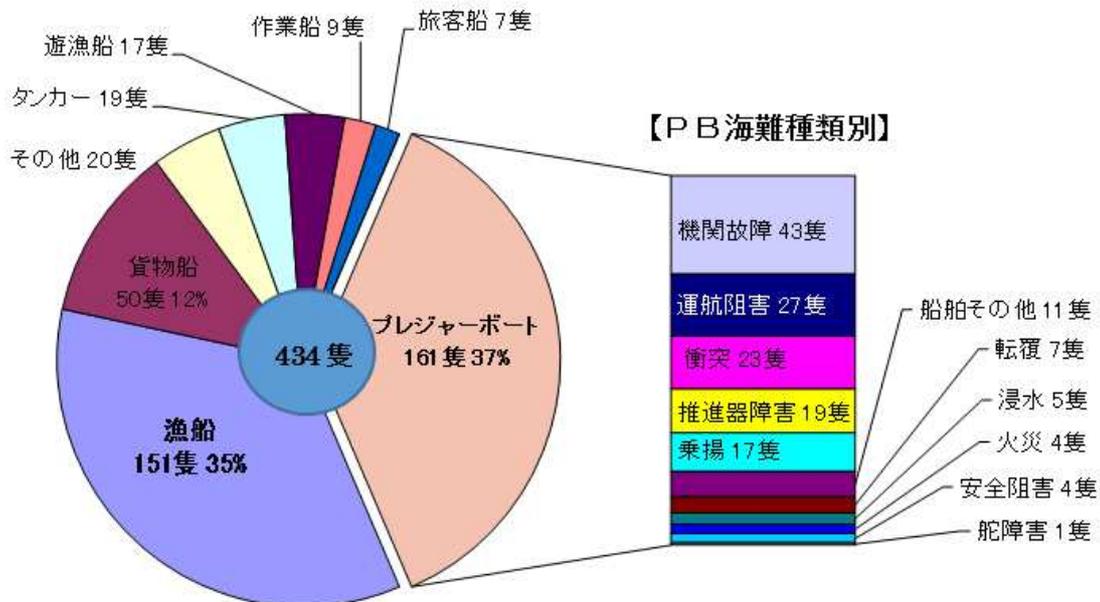
今回はプレジャーボートの事故防止、離岸流についてレポートいたします。

プレジャーボートの事故防止について

これから夏にかけて海洋レジャーが活発化する時期です。第七管区海上保安本部が管轄する北部九州海域では、1年を通してプレジャーボートの海難が最も多く発生しているのは7~8月期です。(下表参照)



平成 25 年の第七管区海上保安本部管轄内で発生した船舶海難は全体で 434 隻、その内プレジャーボートの海難隻数は 161 隻で、船種別では最も多い発生状況となっております。また、その 161 隻の内 43 隻が機関故障で、ついで運航障害(バッテリー過放電等)27 隻、衝突 23 隻の順となっております。(次項表参照)



最も多く発生している機関故障を原因別でみると、整備不良や老朽衰耗が主な原因で、これらの多くは発航前に点検を行っていただければ防げた海難だったと考えられております。

そこでマリンレジャーを楽しまれる皆様に海難防止に向けたお願いがあります。

海難事故が多く発生する7月～8月期にかけては、特に次の「重点事項」に力を入れて海難防止に取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

7月～8月の重点事項

発航前点検の徹底

- ・発航（出航）する前には、必ず船体・機関の点検を行って下さい。

燃料欠乏の防止

- ・発航（出航）する前には、必ず燃料の残量を確認して下さい。

バッテリー過放電の防止

- ・機関を停止させたまま魚探や航海計器等を使用しないようにして下さい。

一年を通じてのプレジャーボートを含む小型船舶の海難を防ぐポイントは、次の3つのポイントです。この3つのポイントを守って海難ゼロを目指しましょう。

小型船舶の海難を防ぐ3つのポイント

「見張りの徹底」

「発航前点検の徹底」

「気象・海象の把握」



この3つのポイントでプレジャーボートの海難を防ぎましょう！

「離岸流」に注意しましょう！！

海水浴場や海岸付近では、「離岸流」と呼ばれる流れが発生することがあります。

「離岸流」は、岸から沖に向かう流れで、水際で泳いでいる人が「離岸流」により沖に流されてしまうことがあるため、**大変危険です！**

「離岸流」は海岸であればどこでも発生する可能性があり、その速さはオリンピックの競泳選手並みの速さになることもあります。

「離岸流」からの脱出方法のひとつを紹介します。

このような速い流れの「離岸流」に遭ったら、

まずは慌てないで、落ち着いて、付近の人に対して助けを求めましょう！

「離岸流」の幅はわずか10m～30mといわれています。

岸に向かって(流れに逆らって)泳がず、海岸線と平行に泳いで「離岸流」から抜け出すこと。

その後は無理なく岸へ向けて泳ぐことができます。

また、海水浴では「離岸流」に注意するほか、以下のことにも注意しましょう。

遊泳禁止場所や遊泳禁止発令時には泳がないこと。

体調不良時や飲酒後などは泳がないようにすること。

小さな子供さんが海に入っている時は、保護者の方は子供からは絶対に目を離さないようにすること。

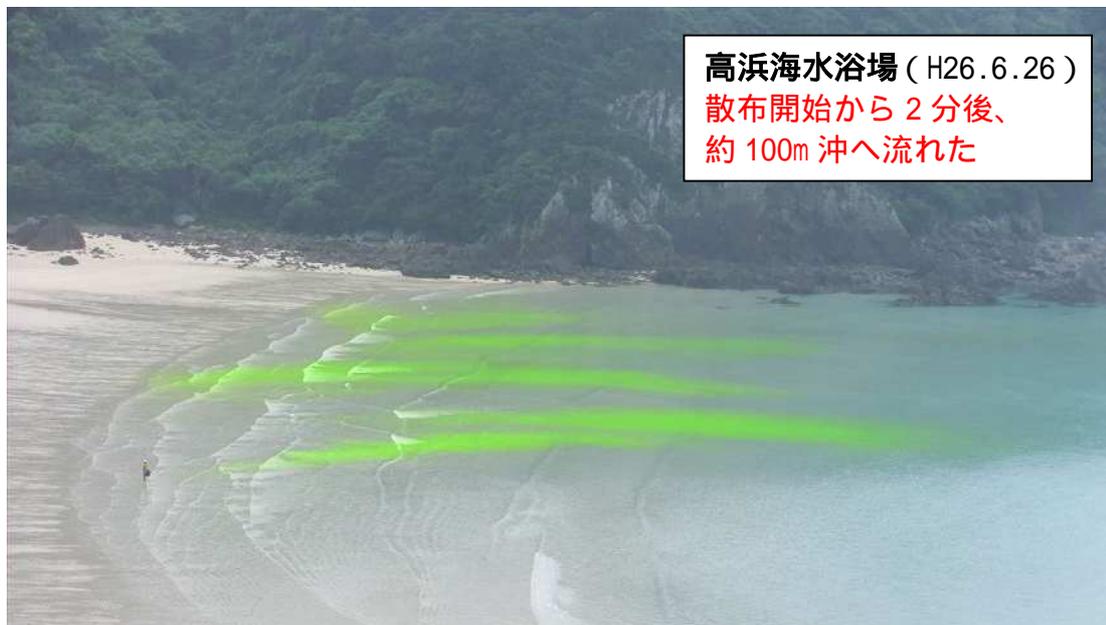


最近の離岸流調査結果について

(第七管区海上保安本部海洋情報部の調査)

場所 長崎県五島市福江島の海水浴場

日時 平成 26 年 6 月 26 ~ 28 日



離岸流については、第七管区海上保安本部海洋情報部 HP で情報提供しています。

< http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/marin/rigan/rip_current.htm >

携帯電話の位置情報機能が有効であった海難

本レポート第104号において、位置情報をONにすることをご紹介しましたが、これが有効であったと考えられる事案がありましたのでご紹介します。

6月29日午前11時頃、「長崎県伊王島付近を航行していたプレジャーボート同士が衝突」との118番通報がありました。最初に通報した船長が位置をうまく説明できず、かつ携帯電話の位置情報機能がないか、または機能を切っていたため、通報位置の誤差範囲(携帯電話で緊急通報した場合通報位置が表示されますが、電波を受信した基地局や携帯電話の機能の差で、誤差範囲14000m~10m程度となります)が14000mと表示されたため位置が特定できませんでした。このため、もう1名の携帯で118番通報するように頼んだところ、同人の携帯電話は位置情報機能をONとしていたため、通報位置が誤差96mで表示され迅速に救助することができました。

携帯電話の位置通報(GPS)機能は海岸や港、山中からの緊急通報時で自分が今いる場所を説明できない場合に大変有効なシステムです、前記の場所に行った場合には位置通報機能をON視することをお願いします。

マリンレジャーを楽しむ際には、「海で命を守る3つのポイント」を守るよう心がけてください。

海で命を守る 3つのポイント

- ライフジャケットの常時着用
- 連絡手段の確保
 - ・ 防水携帯電話の携行!

+

新規 通報位置特定のため、
通報時にGPS(位置情報)をON!

- 海のもしもは「118番」

JCG 未来に残そう 青い海
海上保安庁第七管区海上保安本部



バックナンバー

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/